

【レポート】

大分市議会では、2007年（平成19年）に議員全員による大分市議会議員政策研究会を発足させ、市民本位の立場で会派を超えた政策研究に取り組み、政策的条例案の策定や市長に対する政策提言を行ってきました。

本レポートでは、2022年に成立した「大分市若者応援条例」に関する取り組みの経過および条例制定の意義等について報告します。

「大分市若者応援条例」制定の取り組み

大分県本部／大分市議会議員政策研究会

1. 議会・議員の政策立案能力の向上に向けて

大分市議会では、2007年（平成19年）に議員全員による大分市議会議員政策研究会（以下「研究会」という。）を発足させ、市民本位の立場で会派を超えた政策研究に取り組み、政策的条例案の策定や市長に対する政策提言を行ってきました。

研究会では2008年（平成20年）から2022年（令和4年）の間、条例を5本成立させ2件の政策提言を行ってきました。今回紹介する「大分市若者応援条例」の取り組みについては、全議員から募集した10件の提案の中から、役員会議でのプレゼンテーション、全体会議を経て決定されました。推進チームでの調査研究、役員会議、全体会議での協議を経て、当初「（仮称）大分市若者参画条例」としていたものを、社会全体として若者を応援し、その活躍を推進するため、「大分市若者応援条例」として本会議に上程し2022年（令和4年）に成立しました。

2. 取り組みの背景

大分市の人口の推移や各種統計の数値によると①65歳以上の高齢者の割合が増加しているなか、15歳から29歳の割合は減少傾向でありその差が広がり続け少子高齢化が進展しており、このままでは社会の担い手が減少してしまうという課題。②高校卒業後の県外への進学率は63.2%、また、県内の大学を卒業し就職した人の県外への就職率は69.6%と進学や就職を機に大分市から若者が流出し、まちの活力が失われるという課題。③2021年2月の大分市議会議員選挙では、全体の投票率が46.18%で、18歳の投票率は46.35%と若干上回ったものの、19歳30.17%、20代26.39%となり全体の投票率を大きく下回り若者の投票率が低く若者が行政や政治に意見を伝える機会が少ないという課題。④令和元年度の内閣府による子供・若者の意識に関する調査では、13歳から14歳の回答を見ると4人に3人が将来に希望を持っていますが、年齢が上がるにつれ減少し、20代後半ではおよそ半分程度の方が将来に希望を抱いていないという結果が出ています。大分市でも中・高生を対象にアンケートを取っていますが、将来に夢や希望を持つ中・高生は、およそ6割にとどまっています。若者が必要とする施策が展開できているのかという課題など多くの課題が浮き彫りになり、条例制定によって若者の活躍を後押しする必要があると判断しました。

3. 推進チームでの取り組み

① 約2年に及ぶ作業のなかで、26回の推進チーム会議を開催してきました。座長・副座長の選任に始

まり、法制執務や提案者の趣旨説明を受けるなか条例の立てつけを理念条例としつつ、若者の活躍を推進するための計画の策定を義務付けるなどの方向で協議を行ってきました。

- ② 具体的には、他市の条例や子ども・若者育成支援推進法等の調査研究を行うとともに、若者に関する現状や大分市の若者施策の把握などを行いました。
- ③ その後、2021年11月から2022年5月までの間、若者支援に関わる団体などとの意見交換会を13回開催し多くの意見をいただきました。

また、有識者の意見を参考にするため、2回の全体研修会を開催し関東学院大学法学部教授の津軽石昭彦さんから「議員提案条例をつくろう！」と題した講演、また横浜市役所職員として26年間勤務され、相模女子大学と大阪国際大学において教授を務められた経験を有し地方自治の研究者である松下啓一さんから「自治体が生き残るための『若者参画政策』立案と推進の決め手」と題した講演をいただきました。

合わせて新型コロナウイルス感染症の影響下であったため先進地視察として新城市にオンラインでの視察を行うとともに前新城市長の穂積亮次さんとオンラインで意見交換会を行い貴重な意見を頂きました。

- ④ 意見交換を行った13団体からいただいた意見の分類・整理を行い条例骨子（案）の検討に入り、各党派での検討を経て骨子（案）に対するパブリックコメントを行いました。

パブリックコメントでは、12人の方から44件のご意見をいただき、条例素案の検討段階で意見の反映を行い、各党派での検討に加え役員会議・全体会議で報告を行い条例（案）のたたき台を作成しました。

- ⑤ 議会基本条例で規定されている市民意見交換会でのテーマとし直接市民の皆様からいただいたご意見を参考に最終条例（案）を決定しました。
- ⑥ 役員会議、全体会議での協議を経て、「大分市若者応援条例（案）」を決定し、その後、2022年第4回定例会において全会一致で可決成立しました。

4. 条例の目的および概要

「大分市若者応援条例」の目的は、若者の活躍推進に関する基本理念を定め、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者及び市民活動団体の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、若者活躍に関する基本的事項を定めることにより、若者の成長及び社会参画を促進し、もって若者の持つ活力が循環するまちの実現を図ることとしています。

この条例は14条で構成されており、前文の後第3条までに目的、定義、基本理念を定めています。定義では、市民とは市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者とし、若者とはおおむね16歳から29歳までの者とししました。

地域コミュニティとは自治会等の地域を基盤に形成された集合体と位置付け、市民活動団体とは市内において若者の社会参画に関係する団体とししました。

第4条から第9条では、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体の役割を規定し、第10条では市の責務、第11条で推進計画の策定等、第12条で施策の基本となる事項、第13条で議会の取組等、第14条で条例の委任について定めました。

5. 制定の意義

若者が夢や希望を持って生き生きと活躍するためには、若者の意見を反映する仕組みや、若者の活動に対する支援などを充実させ、若者の持つ能力や行動力を十分に発揮できる環境を整備することが必要となっています。地域の活動やまちづくりへの参加を通して多様な経験を積むことは、若者自身の成長につながり、その成長を若者自身が実感することで、活動の企画段階などへの参加や社会の様々な場面

での活躍が期待されます。この条例は、若者を社会全体で応援することにより、若者が地域や社会の取り組みに関心を持って参加する流れをつくり、若者が持っている活力と行動力を社会につなげ、広げるとともに、次の世代が若者になったときにその流れが受け継がれ、同様に活躍したいと思えるまちの実現をめざし、制定するものです。

6. 結びに

この条例は議員提案でつくられた政策的条例であり、制定後の議会の関わりも重要になってきます。また市民、特に若者に広く条例の制定や趣旨について知ってもらうため、条例制定後の2023年3月に全議員による街頭チラシの配布を行い、4月から5月にかけて中学校、高校、大学、専門学校などへポスターとチラシを提供しました。

同時に、施策が効果的に推進されるよう監視・評価を行うため、2023年第1回定例会で子ども育成・若者活躍推進特別委員会を設置して、若者の活躍推進に関する基本的な計画及び施策を調査事件としています。そのような中、所管課は市民部市民協働推進課とされ企画部をはじめとして庁内関係各課との連携の強化を図りながら施策が進められています。

少子高齢化、人口減少社会に突入するなか、持続可能な大分市にするためには若者の力が欠かせません。議会としても若者と交流する機会を設け、若者の政治参画に対する意識の醸成に努めるとともに、若者の意見の把握に努め、明るく元気な大分市をつくるため活動を進めていきます。

(文責 大分市議会議員宮邊和弘)

「(仮称) 大分市若者参画条例」制定の背景等

【 若者を取り巻く現状 】

- 少子高齢化の進展
- 進学や就職を機に大分市から若者が流出
- 若者の投票率が低い。
- 年齢が上がるにつれ、将来に夢や希望を持つ割合が減少

【 現状を踏まえての課題 】

- 社会の担い手の減少
- まちの活力の低下
- 若者が行政や政治に意見を言える機会が少ない。
- 若者が必要とする施策が展開できているか。

【 条例制定の必要性 】

- 若者参画に取り組む大分市の姿勢を明確にする。
- 若者が自らの意見を言える仕組みづくりを目指す。
- 意見が反映されるという体験を通して、さらなる参画を図る。

「大分市若者応援条例」制定の経緯について

年	月	主要内容・事項	全体会議 役員会議等	推進チーム会議	執行部関係	広報		
令和3年	3	政策課題の募集、選定等	正副会長の選出・政策課題の募集	第1回 役員会議				
	4		政策課題の募集(3/29~4/30)	第1回 全体会議				
	5							
	6		政策課題の応募状況等	第2回 役員会議				
			応募課題のプレゼンテーション	第3回 役員会議				
		政策課題の選定、推進チーム構成等	第4回 役員会議					
	7	条例制定の背景、課題等を把握	政策課題の確定、推進チームメンバーの発表	第2回 全体会議				
			推進チーム正副座長の選任		第1回会議			
			・法制執務、提案者による説明		第2回会議			
			講師：関東学院大学法学部教授 津軽石昭彦氏 演題：「議員提案条例をつくろう！」	全体研修会(7/29)				
					第3回会議			
					第4回会議	議会だより190号 HP掲載(以降随時更新)		
			・他市の条例、子ども・若者育成支援推進法等の調査研究 ・若者に関する現状、大分市の若者施策の把握		第5回会議	企画課からの説明		
					第6回会議			
9			第7回会議	社会教育課からの説明				
10			第8回会議					
11	関係者との意見交換	・関係者との意見交換 (R3.11月~R4.5月) 任意団体 connective impact NPO法人 おおいた子ども支援ネット 佐藤和輝氏 MCMa x氏、小野智将氏 成人記念集会実行委員会 日本文理大学 大分オトナカフェ 大分短期大学 園芸科 大分商工会議所青年部 未来応援コミュニティ b-room 大分市自治会連合会 大分市民生委員児童委員協議会 大分市青少年健全育成協議会		第9回 役員会議				
12								
1								
2					第9回会議		議会だより192号	
3					第6回 役員会議			
						第10回会議		
					第3回 全体会議			
				講師：松下啓一氏 演題：「自治体が生き残るための『若者参画政策』立案と推進の決め手」	全体研修会(3/28)			
4						第11回会議		
令和4年			5	条例の骨子(案)の検討	・意見交換の意見の分類・整理 ↓		先進地視察(オンライン)：新城市 前新城市長 穂積亮次氏、 松下啓一氏とのオンライン意見交換	
							第13回会議	
							第14回会議	関係課との意見交換
		第15回会議						
		第7回 役員会議						
	6		・条例骨子(案)の検討		第16回会議			
	7		・各会派での検討(6/22~7/6) ↓		第17回会議			
	8		パブリックコメント(8/10~9/9)	第8回 役員会議				
	9	条例(案)の検討	・条例(案)の検討 ・各会派での検討(9/5~9/21) " (10/17~11/9) ↓ ・市民意見交換会(11/7~11/12) ↓ ・最終条例(案)決定		第4回 全体会議		議会だより194号	
					第18回会議	市の若手職員との意見交換		
					第19回会議			
					第20回会議			
				第21回会議				
10				第22回会議				
11			第9回 役員会議					
12	条例案提出・可決・成立	議会運営委員会に報告(12/12) 議案提出・可決成立(12/14)	第5回 全体会議					
令和5年	1	条例解説書 条例制定後の広報	条例解説書(案)の検討 ・各会派での検討(2/13~2/21) 広報ポスター・チラシの募集(1/16~2/17)		第23回会議			
					第24回会議			
					第25回会議	議会だより196号		
					第26回会議			
2			第10回 役員会議					
3			第6回 全体会議					

大分市若者応援条例
解説書

令和5年3月
大分市

目次

前文	2
第1条（目的）	3
第2条（定義）	3
第3条（基本理念）	4
第4条（若者の役割）	4
第5条（市民の役割）	5
第6条（地域コミュニティの役割）	5
第7条（学校等の役割）	6
第8条（事業者の役割）	7
第9条（市民活動団体の役割）	8
第10条（市の責務）	9
第11条（推進計画の策定等）	9
第12条（施策の基本となる事項）	10
第13条（議会の取組等）	12
第14条（委任）	12
附則	12

前文

現在、全国的に少子高齢化が進んでいます。同時に、大分市では進学や就職を機に市外に出ていく若者も多くなっています。社会の担い手が減ることで、まちの活力の低下が危惧され、未来を担う若者が地域の活動に限らず社会の様々な場面に参画することがより一層求められています。

こうした中、若者が夢や希望を持って生き生きと活躍するためには、若者の意見を反映する仕組みや、若者の活動に対する支援などを充実させ、若者の持つ能力や行動力を十分に発揮できる環境を整備することが必要となっています。

また、地域の活動やまちづくりへの参加を通して多様な経験を積むことは、若者自身の成長につながり、その成長を若者自身が実感することで、活動の企画段階などへの参加や社会の様々な場面での活躍が期待されます。

このような認識のもと、若者の取組を周りの人々が応援し、若者もまた地域や社会の取組に協力することで、若者が持つ活力の循環を社会に生み出すとともに、新たな世代にもその活力が循環するまちを実現するため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、本条例を制定するに至った背景や条例に託す思いを明らかにしたものであり、条例の解釈の基本となるものです。

この条例は若者を社会全体で応援することにより、若者が地域や社会の取組に関心を持って参加する流れをつくり、若者が持っている活力と行動力を社会につなげ、広げるとともに、次の世代が若者になったときにその流れが受け継がれ、同様に活躍したいと思えるまちの実現を目指し、制定するものです。

この条例における「活躍」とは、多くの人に注目を浴びる活動や、称賛される活動に限らず、日常の様々な場面で一人一人が持っている思いや願いを表現してみることも「活躍」と捉えています。

(目的)

第1条 この条例は、若者の活躍推進に関する基本理念を定め、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者及び市民活動団体の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、若者の活躍推進に関する基本的事項を定めることにより、若者の成長及び社会参画を促進し、もって若者の持つ活力が循環するまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民※1** 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) **若者※2** おおむね16歳から29歳までの者をいう。
- (3) **地域コミュニティ※3** 自治会等の地域を基盤に形成された集合体をいう。
- (4) 学校等 高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (6) **市民活動団体※4** 市内において若者の社会参画に関係する団体をいう。

【解説】

この条は、本条例における用語を定義しています。

※1 「市民」は、大分市まちづくり自治基本条例で規定する「市民」と整合性を図っています。

※2 「若者」は、成年年齢である18歳が含まれる高校生から、各学校の卒業後などに、大分市に戻ってくる年代をターゲットにしています。

※3 「地域コミュニティ」とは、自治会のほか、地域での行事を運営する団体などの地域を基盤に形成された集合体をいいます。

※4 「市民活動団体」とは、直接的に若者の社会参画に関係する活動を行う団体だけでなく、その活動が何らかの形で若者の社会参画に関係する団体をいいます。

(基本理念)

第3条 若者の活躍推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 若者が社会の担い手の一員であることを認識し、社会で活躍できるよう、社会的機運を醸成すること。
- (2) 若者の意見及び自主性を尊重しつつ、その自主的な活動に対して必要な支援を行うこと。
- (3) 若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体及び市が、それぞれの役割又は責務を認識し、相互に連携を図りながら協働して取り組むこと。

(若者の役割)

第4条 若者は、自らの活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 自らが暮らす地域に関心を深めるとともに、地域コミュニティ、市民活動団体等が取り組む活動及び市が実施する施策に積極的に参加し、又は協力すること。
- (2) 社会の様々な場面において活躍の場があることを認識し、自主的な活動に取り組み、その持てる能力及び行動力を発揮すること。

【解説】

この条は、若者に期待される役割を定めています。

(市民の役割)

第5条 市民は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者に対して社会参画に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力すること。

【解説】

この条は、市民一人一人が、それぞれの若者の状況に応じて、情報提供やアドバイスなど、若者の社会参画や活躍推進に必要な支援をすることに努めることを定めています。市民全体で取り組むことによって若者の活躍を応援する機運の醸成にもつながっていくと考えています。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者が参加しやすい活動を実施し、及び当該活動への若者の参加を促すとともに、地域に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力すること。

【解説】

地域コミュニティは、若者にとって最も身近な社会の一つであり、様々な体験活動や異世代交流ができる場であることから、若者が参加しやすい活動になるよう心がけるとともに、若者に参加を促すことに努めることを定めています。同時に、若者が地域に興味を持ち、理解を深められるよう地域に関する情報を提供することなどを期待しています。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者の地域活動への参加、自主的な活動の促進等を通じて、若者の社会参画を支援すること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に積極的に協力すること。

【解説】

学校等の中で生まれた若者の自主的な活動をそれぞれの学校が支援することで、若者の社会参画につなげていくことができます。

近年は、学校等と地域の連携が重視されており、教育や研究を通して、若者の地域活動への参加を進める取組が行われています。そうした活動を可能な範囲で取り入れたり広報していったりすることで若者の社会参画を進めることが考えられます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 若者の自主的な活動に対する支援※1、若者との交流活動※2の実施等を通じて、若者の社会参画を支援すること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に積極的に協力すること。

【解説】

事業者は、当該事業所に働く若者だけでなく若者が行う自主的な活動に対して可能な範囲の支援に努めることを定めています。

※1 「若者の自主的な活動に対する支援」とは、活動資金の支援に限らず、若者が取り組むイベント・交流・会議等開催時の活動場所及び情報の提供など、それぞれの事業所において可能な範囲の支援を想定しています。

※2 「若者との交流活動」とは、事業者による催しへの参加やインターンシップによる職業体験、起業家等の経営者との意見交換などが考えられます。

(市民活動団体の役割)

第9条 市民活動団体は、若者の活躍推進に関し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) それぞれが持つ目的や理念を実現しようとする活動を通じて、若者の自己形成及び成長を支援すること。
- (2) 若者が自由に意見を言える環境づくり、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。
- (3) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力すること。

【解説】

第1号では、市民活動団体が行う多様な活動を通じて、若者が様々な経験を積んだり、多くの人と関わったりすることで、若者の人格やアイデンティティの形成及び成長につながることを想定しています。

また、第2号では、若者が自由に意見を言える環境をつくり、若者が本音で語れる場を提供することで、若者が何を求めているのかを把握し、情報提供や助言といった支援につなげていく役割も市民活動団体に期待しています。

(市の責務)

第10条 市は、若者の活躍推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体等の意見を反映させるよう努めるとともに、それらの者と相互に連携するよう努めるものとする。

3 市は、若者の活躍を推進するための環境整備※1を図るものとする。

4 市は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

【解説】

※1 「若者の活躍を推進するための環境整備」とは、市として若者の活躍を後押しするため、担当部局と関係する部局間の連携、協力といった体制の構築を行うとともに、条例の趣旨を踏まえてこれまで取り組んできた施策を改善したり、整理統合したりすることなどを含め、全庁的に体系立てて施策を行うことを想定しています。

(推進計画の策定等)

第11条 市は、若者の活躍推進に関する施策を実施するため、若者の活躍推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 若者の活躍推進に関する基本方針

(2) 若者の活躍推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、若者の活躍推進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、推進計画の策定に当たっては、若者をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。

4 市は、推進計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の基本となる事項)

第12条 市は、若者の活躍推進を図るため、次に掲げる事項を施策の基本とする。

- (1) 若者の意見の収集に関すること。
- (2) 若者の社会参画の仕組みに関すること。
- (3) 若者の自主的な活動に対する支援及び協力に関すること。
- (4) 交流及び連携に関すること。
- (5) 広報及び啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、若者の活躍推進のために必要な事項

【解説】

1 「若者の意見の収集に関すること」

意見の収集に当たっては、若者が慣れ親しんでいるSNSを活用することが効果的であると考えられます。また、市民全体にアンケート調査をする場合、人口比を踏まえると若者の回答数が少なくなることが予想されるので、場合によっては年代別の意見を公平に収集するために発送するアンケート数の調整をするなどの工夫を行うことも考えられます。

2 「若者の社会参画の仕組みに関すること」

若者が持つ活力や新たな発想などを生かすためには、若者に参画をしてもらう仕組みが必要となります。

他都市においては、附属機関として設置する審議会等の委員として若者を任命したり、若者会議(若者議会)※といったものに取り組んでいる自治体があります。参考にしながら、若者の持つ意見や活力を効果的に市政に反映させる仕組みづくりが必要です。

※若者会議(若者議会)は、公募等を通じて集まった若者による会議体で、主に若者の目線から市に対して事業やアイデアの提案などを行っています。

3 「若者の自主的な活動に対する支援及び協力に関すること」

条例制定に向けた調査研究の過程で若者との意見交換を行う中、自主的な活動を行う若者たちから、資金だけでなく、活動場所、広報などに対する支援や異なる世代との交流を求める声が多くありました。

具体的には、活動に対する経済的支援、活動団体の紹介に関する市の協力、市の職員からの助言などを求める声があり、そうした取組を検討していく必要があります。

4 「交流及び連携に関すること」

大分市内の若者の交流・連携だけでなく、若者とあらゆる立場の人との交流、市外にいる若者との交流・連携などを想定しています。

特に、進学や就職を機に市外へ出た若者に対して情報提供を行うなど、本市との交流を継続してもらう必要があります。また、本市に興味を持つ若者と連携する中で、本市のファンを増やしていく必要もあります。

5 「広報及び啓発に関すること」

市の施策をはじめ若者の活躍推進に関する取組について広く市民に知ってもらうとともに、市民一人一人が若者の活躍を応援するよう機運の醸成を図るため、啓発活動に取り組む必要があります。

1「若者の意見の収集に関すること」でも記載したとおり、多くの若者がSNSを通じて情報を得ていることから、どのようにSNSを使って若者に情報を届けるのかについて調査研究していく必要があります。

6 「前各号に掲げるもののほか、若者の活躍推進のために必要な事項」

1から5以外にも、主権者教育の充実、若者の就労支援などが若者の活躍推進のために必要な事項として考えられます。

(議会の取組等)

第13条 議会は、若者の活躍推進に関する施策が効果的に推進されるよう監視及び評価を行うとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

2 議会は、若者と交流する機会を設け、若者の政治参画に対する意識の醸成に努めるとともに、その意見の把握に努めるものとする。

【解説】

この条は、若者の活躍推進に関して議会がどのように関わっていくかを定めています。

議会には市の施策執行等に対する監視権があることから、本条例の趣旨を踏まえ、若者の活躍推進に関する施策が効果的に推進されるよう監視、評価し、必要に応じて提言等を行います。

また、議会としても若者の政治参画意識の醸成を図るため、若年層との意見交換や若年層に特化したモニター制度などの取組を通じて、若者の意見の把握に努めることを定めています。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大分市若者応援条例が制定されました

